

天海訴訟を支援する会

ニュース 2021/2/10 No. 29

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 5-417-222
幕張グリーンハイツ 109 障千連内
TEL・FAX 043-308-6621
<http://amagai65.iinaa.net/>

会費・カンパ等 振込先
〒振替 00260-0-87731
「天海訴訟を支援する会」
通信欄に「会費」「カンパ」等一言を



障害者支える判決を求め署名を裁判所に提出 1343団体と213の点字署名

天海訴訟は昨年12月15日の口頭弁論で結審となり、3月30日に判決が出されることになりました。

その判決が原告天海さんをはじめ、障害者の生活を支えるものとなるようにと、全国から寄せられた団体署名と点字署名を、年明け早々の1月6日に千葉地方裁判所へ提出しました。署名を受け取った事務局担当者は「天海さんの意向は裁判長に伝えます」と答えました。

また電子署名で寄せられた437名分は2月12日に提出いたします。

署名にご協力いただいた団体・個人の皆様、大変ありがとうございました。

ご一報ください

◎現在傍聴者数が制限されています。抽選があり、希望者全員が傍聴できない可能性がありますのでご了解ください。

また、判決後の報告集会の会場確保のため、

め、事前にお知らせいただくとありがたいです。メール、ファックス、ハガキ等でご連絡ください。

お名前と「傍聴希望」「報告集会参加」などを書いてください。(4ページ参照ください)



2021.01.06 千葉地方裁判所へ署名を提出
裁判所前で、左から武井弁護士、天海原告、支援する会の
頼瀬、矢崎両氏

<判決>

2021年 **3月30日(火)** 13:10 開廷

11:30～ 県庁前スクランブル橋で屋外集会
閉廷後、県弁護士会館で報告集会の予定

浅田訴訟に続く天海訴訟の勝利を！ 障害者の65歳問題を突破しましょう

WEB キャンペーン賛同に寄せられた応援メッセージをご紹介します

電子署名が437名の方から寄せられました。添えられたメッセージの一部をご紹介します。署名、メッセージありがとうございました。

*65歳の壁をなくすために、介護保険優先原則を撤廃してください。

(神奈川 UKさん)

*そもそも介護保険の制度設計が、家族介護を前提としていること、自己負担を前提としていること、個別の本人の状況でなく「認定」による利用上限や使えるサービスの内容制限をしていることなど、個別性や権利性を制限したものであることの間違いだらけの「欠陥商品」です。(TSさん)

*障害者は、65歳以上になっても総合障害者支援法のみで介助が受ける権利を得られるように頑張りましょう。(岡山 Aさん)

*岡山市の浅田さんに続き勝利に向かって頑張ってください。(Kさん)

*浅田訴訟に続く天海訴訟の勝利を！障害者の65歳問題を突破しましょう
(東京 SHさん)



*高齢障害者の介護保険優先規定は、障害者権利条約に違反する、年齢による障害者差別規定です。今すぐ撤廃を！

(東京 FSさん)

*障害者が65歳になったからといって本人の希望を無視して障害福祉制度を打ち切ることなど絶対に認められません。浅田訴訟高裁判決を引き継ぐ判決を求めます。

(京都 Mさん)

*私もこの訳の分からない制度に疑問をもち現在自治体と戦っています。応援しています(広島 Tさん)

*理不尽な制度の改善をしなければいけませんね。天海さんに裁判までさせるような制度は根本的におかしいとしかいいようがありません。(TJさん)

*地方自治法に定められた「住民の福祉の増進を図る」べき自治体が、国の制度を理由に、それに逆行するような施策を平気で行うなど、言語道断です。介護保険制度の設計段階から問題となっていた障がい者への対応を改善してこなかった国にも責任があります。天海さんのような障がい者の生存権、人権を侵す制度自体が問題です。千葉市は、生存権を脅かされ、個人の尊厳を侵された天海さんに謝罪し、介護サービスの全面回復を行うべきです。

(徳島 KKさん)

*辛い生活を強いられている人から順番に追い詰めるようなやり方には、断固反対します。(千葉 KYさん)

*65歳以降も障害者総合支援法の枠組みで支援が受けられるよう、法改正されるべきです。その上で、千葉市は天海さんへの介護保険の非申請による支援の打ち切りを撤回し、憲法に基づいて、厚労省も認めている障害者福祉サービスの支給を直ちに再開してください。(東京 AHさん)

*負けるな。65歳問題(NYさん)

*法的根拠がありません。65歳制限反対。介護保険こそ、障害者総合支援法を見習うべき。(東京 IMさん)

*【千葉市 介護保険に移行しないと障害福祉は認めない】天海さんの障害福祉サービスを打ち切った千葉市に対して公正な判決を求めます(三重 THさん)

*私は、2019年3月から介護保険サービスから障害福祉サービスへ移行することが出来ました。市障害福祉課と浅田訴訟判決文書元に、3回話をして実現しました。天海訴訟も勝利させましょう。

(新潟 NNさん)

*私はI市で68歳でも障害者福祉サービスを使い生活を維持しています。当初私も

同じようなことを言われましたが、仲間の助けがあり障害福祉制度を使えるようになりました。(千葉 MMさん)

*自治体はそこに住む人達が一番生活しやすい形で生きていけるようサポートするのが仕事なのでは？千葉市の対応を許す事はできません！そしてこれは千葉市だけの問題ではないです。(東京 KNさん)

*明らかな人権侵害だと思います。日本国憲法にも、障害者権利条約にも違反しています。即時撤回を求めます
(長崎 TKさん)

*人間らしく生きる権利はすべての人にあります。65歳の壁はおかしいです！
(大阪 YKさん)

*障がい者は何歳になっても障がい福祉サービスが利用できるように。または、介護保険で障害福祉サービスと同程度のサービスが受けられるように。そうでないと、高齢の障がい者は生きていきません(千葉 ISさん)

*このような行政処分は憲法25条で認められた生存権を脅かすもので絶対に許してはいけません(4ページへ続く)



(3ページから続く)

ません。この処分を行った市の職員は福祉を必要とする方の生活や人生などを想像する力が乏しいのだと思います。市は自助、共助、公助の順で適用するのが原則だと主張していますが、この場合は明らかに公助を優先して適応すべきです。法律の定める通りに手続きをしているとも言い張っていますが、何のために行政があるのか、健康な人も病気の人も障害がある人も高齢の人も全ての人々が安心して暮らせるよう支えるためです。この行政処分を通らせて前例を作ってははいけません。応援してます。頑張りましょう！（東京 THさん）

* 障害者への介護派遣の制度は障害者の先輩たちが制度の無い時代から自分たちで介護者を募集して自立生活を実践して来られた長年の成果でできた制度です。その尊い成果を後に続く障害者がより良く生活できる制度に高めていかなければならないのに、

国や自治体の都合でサービスを削減するなど絶対に承服できません!!! (京都 STさん)

ご一報ください

傍聴者数の制限や判決後の報告集会会場確保のため、ご一報いただくとありがたいです。

ハガキ・ファックスまたはメールで、お名前と「傍聴希望」「報告集会参加」などと記載して送ってください。



- ・ハガキは1ページ最上部の支援する会事務局あてに、
- ・ファックスは
043-308-6621
- ・メールは
shochiren@bf.wakwak.com
にお願いします。



2016年3月8日 第2回口頭弁論終了後に裁判所前で